ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

フランス革命戦争・ナポレオン戦争期を中心に一

金 崎 邦 彦

はじめに

割から七割の水兵が強制徴募されたと考えられてきたが、 徴募が従来指摘されてきたほど抑圧的ではないと主張し 盛んである。従来、海軍は非常に劣悪な環境であり、五 員徴集方法の一つである。近年、強制徴募に関する研究が 暴力を使い本人の意思に反して人員を海軍に入隊させる人 (impressment) が用いられた。強制徴募とは、時として けでは定員を満たすことが困難だったため、強制徴募 ン海軍は人員徴集に頭を悩ませ続けてきた。志願兵だ 「長い一八世紀」を通して戦争が始まる度に、ブリテ ・A・M・ロジャーが社会史的アプローチを試み、強制

> 抗を引き起こしたと評価している。一方、J・ロス・ダ このように、強制徴募に関する評価は定まっているとはい 小さな害悪であると結論付け、従来の説の修正を試みた。 二七○○○人分のデータを分析することで、強制徴募され 持した。すなわち、各艦に保管される水兵名簿を用い約 ンシーは本格的な数量分析を行い、ロジャーの主張を支 し、それぞれ強制徴募は抑圧的な制度であり数多くの抵 ラス・ロジャースが強制徴募に対する抵抗について、 た。しかし、ダニエル・エニスが強制徴募の表象を、ニコ い難い。 たのは全体の水兵の五人に一人に過ぎず、強制徴募はより バー・ブランズマンが大西洋史の観点から強制徴募を考察

特に、ダンシーの研究はこれまでされてこなかった大規

1

募をめぐる政治文化を分析することで、強制徴募の問題が

海港都市に根深く影響を及ぼしていたことが明らかになる

れてよいだろうか。エニスが取り上げたように、表象文化徴募がブリテン社会に及ぼした影響についても過小評価さに強制徴募された水兵の数が多くなかったとしても、強制とえダンシーの主張したように、従来主張されてきたほど模な数量分析を行ったという点で重要である。しかし、た

である。 摘したように強制徴募に関する騒擾も多数発生しているのの中で強制徴募は重要な主題であったし、ロジャースが指

募に対してどのような経路を用いて中央と交渉しようとしまればじめた「政治文化」(political culture)という概念されはじめた「政治文化」(political culture)という概念されはじめた「政治文化」(political culture)という概念されはじめた「政治文化」(political culture)という概念されはじめた「政治文化」(political culture)という概念されはじめた「政治文化」(political culture)という概念されはじめた「政治文化」(political culture)という概念されはじめた「政治文化」(political culture)という概念で、本稿では、一八世紀における人民の政治文化を考察したハリー・ディー八世紀における人民の政治文化を考察したハリー・ディー八世紀における人民の政治文化を考察したハリー・ディー八世紀における人民の政治文化を考察したハリー・ディー八世紀における人民の政治文化を考察したハリー・ディー八世紀における人民の政治文化と、教市の財際、結果と都市当局の対応を検討し、第二章で主要な海港都市であるブリストルの都市エリートや利害団体、商人が、強制徴るブリストルの都市エリートや利害団体、商人が、強制徴るブリストルの都市エリートや利害団体、商人が、強制徴るブリストルの都市エリートや利害団体、商人が、強制徴るブリストルの都市エリートや利害団体、商人が、強制徴るブリストルの制造を対した。

たか、

それはいかなる理由からかを明らかにする。

強制徴

第一章 強制徴募騒擾

だろう。

みえる階層との間でのやりとりとされる。要があると指摘する。互酬関係とは、統治階層と従属的に 動の原因となる不平不満の一つでもあった。リューデとト う理由で行動を起こしたのであると。また、近藤はモラ を用いて食糧暴動を説明する。すなわち、民衆が伝統的な け、トムスンはモラル・エコノミー (moral economy) 因 ル・エコノミー論を提示する前に、互酬関係を想定する必 基づいて、不当な食糧価格のつり上げは道徳に反するとい よるコンセンサスに支えられているという正当性の概念に 権利や慣習を守っているという信念を持ち、かつ共同体に 暴動が発生する「きっかけ」と「下に横たわっている原 ムスンによると、一八世紀におけるブリテンの暴動には、 募はパン価格、通行料徴収所と通行料、消費税といった暴 して騒擾が頻発した。特に食糧暴動が多かったが、 一八世紀ブリテンでは、民衆による社会的抗議の手段と] があり、暴動には政治的意図があるとされる。とりわ 強制徴

ソンは、民兵法案への反発と強制的な徴集への反感が結びとブリュスタは、イングランド北東部における旅長的には疑問を考察する中で、当地の強制徴募騒擾にも着目している。他らは、騒擾の原因として海軍における給料の低さを挙げている一方、政治的な活動とのつながりには疑問をる。彼らは、騒擾の原因として海軍における給料の低さをとブリュスタは、イングランド北東部における給料の低さをとブリュスタは、イングランド北東部における給料の低さをは、低空、一七九四年のロンドンにおける結判の低さを登げている。一七九四年のロンドンにおける統督について、とが、は、民兵法案への反発と強制的な徴集への反感が結び、といい、、

とを指摘している。先行研究は、 る場と、その外の統治階層との なって発生したと評価していることがわか 強制徴募に反対するためではなく、 募に関する騒擾は食糧暴動に比べて非常に暴力的であるこ そこで、本章では、 強制徴募騒擾の多様な主体が活 相 強制徴募騒擾はただ単に 互 その他の不満 一作用を考慮しつつ、 が原因と 動 ず 騒

ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

用いて分析することで、強制徴募に関する民衆の政治文化は、性格の異なる二つの騒擾を、モラル・エコノミー論を擾の原因、民衆の動機と当局の対応を検討する。具体的に

を明らかにしたい。

北東部における強制徴募騒擾――一. 一七九三年二月から三月にかけてのイングランド

る。このような沿岸交易で水夫が多くいるために、北 ル が使われた。キールを動かすキールメン(keelmen) にある石炭貯蔵地から石炭船へ石炭を運ぶために、 タイン川河口で停泊していた。そのためタイン川 石炭船(collier)は、タイン川を上るには大きすぎるため に石炭を供給していた。石炭の沿岸輸送に使われ 紀から石炭を産出しており、 東部における強制徴募騒擾を分析する。ニューカースル 広く市長、 の諸港は、 ら海岸に至るタイン川流域であるタインサイドは、 ている。 一七八○年代中頃には約四五○○人いたと考えられてい (keel) と呼ばれる楕円形で長さ約四〇フィート 本節では、ニュー 市長は民兵を監督しており、 強制徴募の中心地であった。この市におい 参事会員、 カー シェリフ、 スルを中心とするイングランド北 安価な海上輸送でロ 市議会議員が権力を握 物価上昇や強制 れていた ンドン キー · の 船 徴募 ては か

と協力して自由を求めて戦ったことを強調している。

たラインバウとレディカーは、水夫が他の労働者や黒人している。アメリカ植民地における強制徴募騒擾に言及し破壊されていることから騒擾は抑制的であったことを指摘ついて騒擾が勃発したものの、誘拐斡旋業者の家屋のみが

ジャースは、

一八〇五年の間に六〇二件発生したとした。さらに強制徴

強制徴募騒擾の数を計算し、一七三八年から

八八

させることができた。 (空) でせることができた。 (空) でまでは軍隊を呼んで暴徒に発砲

したい。この北東部諸港の水夫は、石炭交易のための沿岸航行のおかげで、遠洋航行に携わる水夫よりも緊密に岸航行のおかげで、遠洋航行に携わる水夫よりも緊密に連絡を取り合い結集する機会が多いことから、水夫による連絡を取り合い結集する機会が多いことから、水夫による連絡を取り合い結集する機会が多いことから、水夫による事が始まる直前まで、石炭船水夫による賃上げ闘争が行われており、水夫の指導者による統制の取れた運動の結果、一七九二年一一月には水夫の要求の一部を勝ち取った。このような水夫による集団行動の伝統が継続された結果、一八二四年に水夫の労組として実質的に初の常設組織である、Seamen's Loyal Standard Organization が設立されたのの、(窓)

の低さに不満を抱いており、これが強制徴募への反発にもするように命令された。当地の水夫は、海軍における給料おいて、一七九二年一二月一二日にピーター・ローズ海おいて、一七九二年一二月一二日にピーター・ローズ海やキールメンによる組織的抵抗が見られたタインサイドに次に、強制徴募に抵抗する騒擾の動機を考察する。水夫次に、強制徴募に抵抗する騒擾の動機を考察する。水夫

つながった。一七九三年一月三〇日のニューカースル市長つながった。一七九三年一月三〇日のニューカースル市長つないため、強制徴募の廃止を求めるというもので、いかなる強制徴募の試みにも抵抗することと、海軍の給料が水夫の家族の生活費に不足しているため、その件について国王陛下に請願を送ろうとしていることが記されている。その陛下に請願を送ろうとしていることが記されている。その陛下に請願を送ろうとしていることが記されている。その決議案はローズ海佐を通して海軍省へ送られようとしていた。このことから、水夫が直接の交渉役として徴募海佐を頼っていたことがうかがえる。水夫の行動への対抗策として、国による奨励金(bounty)に加えて都市自治体が独自の奨励金を一等水兵に二ギニー、二等水兵に一ギニー出自の奨励金を一等水兵に二ギニー、二等水兵に一ギニー出自の奨励金を一等水兵に二ギニー、二等水兵に一ギニー出して、

う意見もあった。同紙の編集者が水夫に同情的だったことらかの対策を取ることを希望した。水夫の決議文を載せたらかの対策を取ることを希望した。水夫の決議文を載せたらかの対策を取ることを希望した。水夫の決議文を載せたらかの対策を取ることを希望した。水夫の決議文を載せたらかの対策を取ることを希望した。水夫の決議文を載せたらかの対策を取ることを希望した。水夫の決議文を載せたこユーカースル・クロニクル紙の編集者が水夫に同情的だったことである。

い。国の水夫に連帯を呼びかけるというより先鋭的な行動にで国の水夫に連帯を呼びかけるというより先鋭的な行動にでが、全がわかる。フランス革命戦争が始まる前から、タインサイ

問題の解決にならないことが明らかである。 リニティ・ハウスも一等水兵に一ギニー、二等水夫に半ギ れることが述べられた。加えて、都市自治体だけでなくト も同封されており、これを読むと、奨励金の増額だけでは ど良いと警告した。さらに、水夫の間で回覧されている 滅させる計画を立てており、早く強制徴募隊が出ていくほ り、これによるとサンダーランドの水夫は強制徴募隊を壊 の強制徴募隊本部に投げ込まれた脅迫文も同 ニーの奨励金を出すことが記されている。サンダーランド ズとサンダーランドの水夫と団結しようとする動きが見ら 待した結果が出ておらず、ニューカースルの水夫がシール 「友よ、仲間の水夫達よ」と題された二月二日付の印刷文 二月四日の市長からの手紙では、 先日の奨励金政策は 対されてお 期

ならない。(中略)我々は我が国の敵と相対する意向を使ったら、我々は以前と同じ給料で生活しなくてはは長く続かない。また、服やその他の必需品に奨励金奨励金の額が初めにいくら多いようにみえても、それ

ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

を常に示しているので、我々の現在の異議が臆病からではなく恐ろしいほどの貧苦に起因しているのである。(中略) 我々は人として、ブリテン人として、キる。(中略) 我々は人として、ブリテン人として、キさはや支持することができない。一か月に二二シリングだとすると、なんと一週間ではたった五シリングだとすると、なんと一週間ではたった五シリングだ!独り身の男が生活するのでさえ少なすぎる。しかだ!独り身の男が生活するのでさえ少なすぎる。しかだ!独り身の男が生活するのでさえ少なすぎる。しかだ!独り身の男が生活するのでされる権力の濫用し、我々の多くは妻や家族を持っており、彼らの生存し、我々の多くは妻や家族を持つており、彼らのであるだけの際に、濫用された権力から守られる権利を求めるだけの際に、我々は王国のすべての立派で有徳求めるだけの際に、我々は王国のすべての立派で有徳求めるだけの際に、我々は王国のすべての立派で有徳求めるだけの際に、我々は王国の首では知りましているのである。

ているという信念をも見て取ることができる。 とまないために海軍の給料を増額してほしいと訴えた。また、給料が少ないままでの海軍への人員徴集に対し、権力を活けの給料は保証されるべきという伝統的な権利を接え このように、水夫らは、出征している間に家族が貧困に苦

徴募が成功した一方、ニューカースルでは、水夫がいまてレースホース号艦長ジェイムズ・レッキーによる強制二月一六日付の市長からの手紙では、シールズにおい

引き起こしていたかがうかがえる。 (st) ことを幸運だと評しており、いかに水夫が集まって騒擾を ばかりでなく船大工、指物師、靴製造人も暴動に参加し なら体を引き裂くことを誓った。群衆が儀礼を用いて暴動(33) と、三度歓声を挙げ、強制徴募隊がシールズに入ろうもの り、水夫は上着を裏返しに着るという侮辱行為を行ったあ in higher ranks)によってそそのかされているとの見方も 隊を追いやった。ただし行政官によると、労働者は何を得 for ever)と大きな文字で書いたものを付けた棒を立てた。 にはサウスシールズで、暴徒が「自由よ永遠に」(Liberty た。行政官は石炭船が出港し、そのおかげで水夫が減った らせてまわり、依然として水夫は連帯を示していた。 の水夫は九時に集まるように、集まらなければ罰すると知 していることがわかる。一九日の朝には、触れ役が、全て あった。全国紙タイムズでもこの出来事は報じられてお られるかわかっておらず、「より高い地位の人々」(People ノースシールズでは、水夫が上着を裏返しに着て強制徴募 た。サウスシールズの行政官からの手紙によると、一八日 もあり、二月一八日と一九日についに当地で暴動が発生し いる。奨励金の増額以外の有効な手が打たれなかったこと 強制徴募隊に抵抗する態度を示していると述べられて

この騒擾は、政治的性質を帯びているものだった。とい

うのもサウスシールズの行政官は、群衆が頻繁に「国王はらのもサウスシールズの行政官は、群衆が頻繁に「国王はらのもサウスシールズの行政官は、群衆が頻繁に「国王は方のもサウスシールズ、ニューカースル、サンダーランドのれによるとシールズ、ニューカースル、サンダーランドのれによるとシールズ、ニューカースルとうという技術的な理由で却下された。という技術的な理由で却下された。

本軍隊が待ち構えていることを聞き、強制徴募隊員の一人な軍隊が待ち構えていることを聞き、強制徴募を実行するにあたって、イニスキリング竜騎兵隊をいいる。一八日には、シールズの水夫が約五〇〇人集まている。一八日には、シールズの水夫が約五〇〇人集まり、刀や拳銃で武装し、艀船を襲い、強制徴募された仲間を救おうとしたが、当地の役人の努力で、失敗した。翌を救おうとしたが、当地の役人の努力で、失敗した。強を救おうとしたが、当地の役人の努力で、失敗した。強を救おうとしたが、当地の役人の努力で、失敗した。強から竜騎兵隊を呼んでほしいという手紙が送付された。強から竜騎兵隊を呼んでほしいという手紙が送付された。強力で、水夫はニューカースルへ向かおうと計画したが、強力と関係を呼んでほしいという手紙が送付された。強力では、カースルへ向かおうと計画したが、強力である。

近隣に兵舎(barracks)を建てるというものだった。 を乱暴に扱ったのちに解散した。彼らは艀船に囚われている性間が苛酷に扱われているという理由で暴動を起こしる仲間が苛酷に扱われているという理由で暴動を起こした傾向と騒乱を引き起こすような精神は、最近は炭鉱夫した傾向と騒乱を引き起こすような精神は、最近は炭鉱夫した傾向と騒乱を引き起こすような精神は、最近は炭鉱夫の配備を求める手紙で、具体的には「水夫の現在の騒然とした傾向と騒乱を引き起こすような精神は、温いの行政官から、 でで、二八日には、ニューカースルかそのを他の労働者に表れているため」、ニューカースルかその場然との配備を求める手紙で、具体的には「水夫の現在の表別を記した。というものだった。

主体に対して、地方当局は独自の奨励金を出すという一 的な性質をも帯びた騒擾だった。 トム・ペインよ永遠に」と群衆が叫んだりするなど、 由よ永遠に」という横断幕を用いたり、「国王はいらない、 養えないほどの海軍の給料の低さであった。さらに、「自 なって発生したが、「下に横たわっている原因」は家族を ようとした。この騒擾は水夫の強制徴募が「きっかけ」 取り組まず、結局地方当局も軍隊を呼ぶことで騒擾を治め 的な対策を取った一方で、海軍省と下院は根本的な解決に める請願を徴募海佐を通して下院に送った。騒擾の多様な も連帯し、自律的に強制徴募に抵抗し、海軍の給料増を求 タインサイドでの騒擾では、水夫だけでなく他の労働者 この騒擾では、 ロジャースは強制徴募騒 確かに暴力は 時

いられたものの、水夫が何度も集会を開くなど団結して行いられたものの、水夫が何度も集会を開くなど団結していることなどから、統制の取れた騒擾だったといえる。しかし、騒擾の成果として、強制徴募を一部妨害するという短期的な目標は達成されず、一七九七年の水兵反るという長期的な目標は達成されず、一七九七年の水兵反るという長期的な目標は達成されず、一七九七年の水兵反るという信念に加えて、水夫以外の労働者も連帯していることやニューカースル・クロニクル紙の編集者が水夫の決意文を載せたことなどから、当事者である水夫の周りの民衆も水夫の活動を支持し、ますます運動の広がりを見たことがうかがえる。

|--| | 一八〇三年| 二月のチェスタにおける強制徴募騒

扬

IJ 盛 夕は、一八世紀後半から一九世紀前半にかけて、 な産業から新たな産業へ転換する時期であり、 五〇〇〇人だった。 フと、二四人の市参事会員と四○人の市会員からなる市 んになっていった。 本節では、チェスタにおける事例を検討する。 一八〇一年の国勢調査で、 都市行政は市長、 レコーダー 人口 小売業が チェ [は約 シェ ス

と街の人々は留置場へ向かい、 を破壊し、軍旗をずたずたに引き裂いた。その後、 行進した。そこで、ジャクソンの返還を要求し、 (Towns People) とともにチェスタの強制徴募隊本部まで 勇軍はジャクソンを救出 置場に監禁された。 フン (Daniel Jackson) の一兵卒で、何年かの海上経験のあるダニエル・ジャク 一二月二七日の夜にチェスタ義勇軍 からの命令を受けていた。この命令の結果、一八〇三年 に出た経験のある人物は強制徴募するようにという海軍省 チェス タの 強制徴募隊は、 翌日の夜七時から八時に が強制徴募され、ノースゲート留 しに行くことに決め、 義勇軍に所属していても、 ジャクソンを返さないと暴 (Chester か Volunteer, けて、 本部 街 義勇軍 0) 八人々 0 窓 海

> ように首謀者の情報を要求したのである。 平和を維持すべき義勇軍がこのような常軌を逸した行為に に申し訳ないと述べた。この事件の顛末は内務省へ知らさ えるようにと通知を送った。行政官からの要請で、 人に話を聞いたところ、自分たちがしたことについて非常 プールからシュロップシャーの民兵隊の四個中隊が到着 市内から出すように、そして状況が落ち着くまで活動を控 徴募隊を指揮する士官に軍隊が到着するまで強制徴募隊を 退せざるをえなかった。チェスタの市長と行政官は で歓呼と勝利の叫びのなか市内を巡った。 勇軍に返り討ちにあった。そして義勇軍と人々は、 力に訴えると警告した。すると義勇軍の指揮官がやってき 加担したことをひどく残念に感じ、法的な手続きができる れ、内務大臣ヨーク (Charles Philip Yorke, 1764-1834) の窓とドアを破壊してジャクソンを救出し、彼を肩に担 ようやく暴動が治まった。暴動の報告者が義勇軍 留置場を攻撃するものは殺すぞと警告したものの、 強制徴募隊は リヴァ 留置場 は、 -の数 強制

ある。

らさまで大胆な抵抗の例としてこの暴動を取り上げていことを知らせるための記事の中で、法と治安に対するあか1835)は、義勇軍の改善を求め義勇軍の制度に危険がある指導したウィリアム・コベット(William Cobbett, 1763-指導したウィリアム・コベット(William Cobbett, 1763-

を吐露しているのである。 は、コベットは暴動を起こした義勇軍に対し、いまだに何の処分も下されていないと糾が進なのかと批判している。さらに、暴動を起こしたチェス雄なのかと批判している。さらに、暴動を起こしたチェスがした。そして、コベットはこのチェスタの報せが港湾都でに届き、義勇軍が水夫の避難所にならないかという不安ではいる。コベットは暴動を起こした義勇軍に対し、敵を追い払る。コベットは暴動を起こした義勇軍に対し、敵を追い払

隊本部を破壊したりするなど暴力的な一面も見られたもの 白な政治的意図は認められない。 制徴募隊本部だけであり、 かった。また、確かに上官に暴力をふるったり、 に退避させることと軍隊の支援を要請することしかできな に対し、有効な策を取ることができず、 することに成功したのである。一方、 成功し、長期的にはチェスタでの強制徴募の実行を困難に できる。この暴動の結果として、短期的には同僚の救出に と、その不満こそが「下に横たわっている原因」とも解釈 暴な強制徴募に対する不満が高まっていたことを留意する 徴募されたことだが、ニューカースルの事例と異なり、 あった。この暴動の「きっかけ」は、義勇軍の兵士が強制 チェスタにおける暴動の参加者は、 破壊したのはジャクソンが拘留されていた留置場と強 か つ自分たちの行為に対して申 しかし、チェスタでの 地方当局はこの暴動 義勇軍と街 強制徴募隊を市外 強制徴募 の人々で 眀

的な庇護をも受けていたことがうかがえる。ら、義勇軍の行動は、周囲の民衆に受け入れられ、家父長大臣が求めた暴動に対する処分も見受けられないことかと評価できる。義勇軍だけでなく街の住民が加わり、内務し訳ないと感じていたことから、ある程度抑制されていたし訳ないと感じていたことから、ある程度抑制されていた

という信念が明白にみられるかどうかである。タインサイ 考えられる。一方、相違点は、 狙ったことから、規律のある騒擾だったともいえる。 擾を起こした民衆は強制徴募に関する建物や人物のみを だけでなく他の賃金労働者や住民が加わっている。次に、 ミー論と強制徴募騒擾を関連付けたい。まず、類似点につ における類似点と相違点を挙げて、最後にモラル・エコノ 化を分析してきた。 タではそのような伝統はなかった。また、タインサイドで ドでは、水夫は集団的に活動する伝統があったが、 ロジャースが指摘するような暴力的な一面もあったが、騒 いては、どちらも騒擾の参加者は、 本章では、強制徴募に関する騒擾を通して民衆の政治文 継続的に連帯して抵抗したか、 いずれの場合も、 石炭船水夫の賃上げ闘争と連続したため海軍における イングランド北東部とチェスタの事例 共同体のコンセンサスを得ていたと 政治的活動との関連がある 伝統的な価値観を守る 強制徴募され チェス

ミーの考えに基づいて、強制徴募騒擾を引き起こしたので、伝統的な価値観を守るという信念と、当事者を取り囲住民と、地方当局との間で互酬関係があった。そのうえ住民と、地方当局との間で互酬関係があった。タインサイドで徴募海佐を介して、水夫と他の労働者と、地方当局とは、徴募海佐を介して、水夫と他の労働者と、地方当局とは、徴募海佐を介して、水夫と他の労働者と、地方当局とは、徴募海佐を介して、水夫と他の労働者と、地方当局とで、

第二章 ブリストルにおける強制徴募

ある。

討したが、本章ではブリストルの事例を分析する。 問題を考える意義があるだろう。ブリストルは奴隷貿易、 るため、ブリストル都市史を研究する上でも、 できる。 でなく、市政、 されるなど、他都市と比較して多種の史料があるば ストルにおける強制徴募については、近年史料集が出 八世紀末にはブリストルの地位が減退してきた。 第一章では、タインサイドとチェスタにおける事例を検 タバコなどの大西洋交易が盛んであった。 加えて、イングランド西部地域の主要都市でもあ 産業、 教区教会との関連性についても追 強制徴募の しかし、 対米智 かり ブリ 版

ジョン・フィリップス海佐(Captain John Philips)が担 がリストルでは、海軍省から任命された徴募海佐が、強 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー 一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー

時点で全員が四〇代を超えていたと推察され、壮年の士官正士官』によると、これらの士官は徴募海佐に任命されたがナポレオン戦争終結まで受け持った。『ブリテン海軍の年五月からはマン・ドブソン海佐(Captain Man Dobson)当した。正確な交代時期は不明だが、少なくとも一八一三当した。正確な交代時期は不明だが、少なくとも一八一三

が起用されたと考えられる。

る。本章では交渉事の対象別に分析していく。本章で分析 を用いて地方当局、利害団体、 文化に注目して検討したので、 ジャースはブリストルにおける強制徴募に関する政治文化 は少なく、ブリストルについてはロジャースが検討してい する対象は、 軍省はどのような対応を取ろうとしたのかを明らかにす 軍省と交渉しようとしたのか、そのような交渉に対して海 政治文化に着目して分析する。 トルにおける強制徴募について、 を十分に考慮しているとはいい難い。第一章で民衆の政治 に控えめに強制徴募が行われたと評価する。しかし、 渉を引き起こしがちなため、なるべく批判を受けないよう るのみである。ロジャースは、ブリストルでは商業的な干 特定の海港都市における強制徴募を対象とする先行研究 河川用運搬船水夫(trowmen)、水先案内人 (watermen) 船大工、教区 具体的には、いかなる経路 本章では、港湾都市ブリス 水夫やその家族が中央の海 都市エリートや中流層の (n) 問題、 市

同封された請願の手紙などを、一七三九年から一八一五年ブリストルで活動する徴募海佐が海軍省へ送った通信文や『ブリストルにおける海軍への人員徴集』である。これは下院議員である。用いる史料は、ロジャースが編集した、下院議員である。用いる史料は、ロジャースが編集した、

二—一.河川用運搬船水夫

まで収録している。

を強制徴募したために、河川用運搬船水夫らが逃げ 行を妨げないよう」命じてほしいと頼んでいる。 Boats)、我々の食料供給に絶対的に必要である自由な通 した河川用運搬船水夫を除隊するよう徴募海佐に命令し 四月一五日付の市長からの手紙では、海軍委員に強制徴募 ため、市当局と海軍省の間で交渉が行われた。一八〇 たのはセバーン川を航行する河川用運搬船だったため、そ ための自由通行が許されないならば、 てしまったことを伝えている。「もし港に食糧をもたらす 海軍委員に対する手紙では、徴募海佐が河川用運搬船水夫 のため行政官の命令で書かれた一八〇五年五月一一日付の てほしいと要請したうえで、「我々の食糧運搬船 れを動かす水夫はブリストルにとって重要だった。 水運に頼っていたブリストルに食料や日用品を運んでい 沿岸交易を担う水夫は強制徴募の格好の的でもあった 深刻な不便や不安に 市長不在 (Market

巡っては、ブリストルの食料供給に関わるという理由で市と判断した。このように河川用運搬船水夫の強制徴募をだ。しかし、海軍委員はこの水夫を除隊させる根拠がないめ、強制徴募された河川用運搬船水夫の解放と徴募海佐にさせるような災難をここの住民にもたらすはずである」たさせるような災難をここの住民にもたらすはずである」た

長や行政官が徴募海佐を通して海軍省と交渉した。

会合で、バーカー海佐を通した海軍省からの提案につ ると報告した。彼は、五〇人程度ならば強制徴募しても良 その水夫の数を調べたところ、六〇から一二〇トンの運搬 臣民の義務」であり、「この重要な危機において、 いる河川用運搬船水夫一〇人につき一人を海軍へ提供すれ 話し合われた。 た。一八〇六年五月七日に行われたセバーン川交易商 いのではと提案した。その後海軍省は河川用運搬船水夫 船が九八隻あり、 付の海軍省への手紙で、海軍委員の命令で河川用運搬船と ○人につき一人を徴集する割当制を行うように この問題についてバーカー海佐は一八〇六年 「我々を保護する政府を支援するのは、 残りの九人は戦争中強制徴募から保護されるというも 議長を含めて一三人が出席したこの会合にお 提案は、 それらは五八八人によって運行され 前述したように、 商 全ての優良な 人が 应 雇用 月二 セバ 指 人の 示し てい 几 1 \mathbb{H}

> と命令された。このように、徴募海佐を交渉役として、 ころが、全ての商人がこの提案に納得したわけではなか 賞賛に値する」ということで海軍省の提案を承諾した。 であるという理 軍省がブリストルの沿岸交易に干渉し、 な船主に割当を実行するのが困難な場合は知らせるように していないと明らかにされた。バーカー た。一八〇六年六月一七日付の通信文では、 ン川の交易に関してこのような援助をできることは適切で 雇っているわけではないという理由で海軍省の提案を実行 の船主約四○人が、一人の船主につきちょうど一○ 由で応じるという構図 [が見られ 一部の商人が 海佐は、 河川用運搬 非協力的 人ずつ `戦時 0

船 不満をこぼしている。すなわち、 搬船によるブリストルの交易を妨げないように気を付けて が困難であると言い訳したあとに、「できる限 信文で、ドブソン海佐が、 川用運搬船水夫の除隊に応じた。 日付の通信文によると、 重に行動していたことがうかがえる。一八一三年六月 かかわらず、 いる」と述べた。さらに、一八一三年一一月二四 の問題に関して、 河川用運搬船水夫の問題については、 一八〇六年五月からこれまでに五〇人程度し 誰が保護されているのかを把握するの ドブソン海佐は保護され 保護! 証が濫用され 海軍省による割当制 海佐は、 徴募海佐の 現在河川用 てい ŋ 1日付のほ るという 河 7 側 Ш 運搬 は慎 用 る 诵

大の代替要員として河川用運搬船水夫よりも劣った人物が多く入隊したとのことである。加えて、運搬船の船主は、多く入隊したとのことである。加えて、運搬船の船主は、船が水夫を保護していると考えているため、ある水夫が運搬船での勤務が終わったあとに、自分の地位を他者に売ることで、保護を濫用しているとのことだった。現在の保護ことで、保護を濫用しているとのことだった。現在の保護の状況も不鮮明であることもあり、ドブソン海佐は海軍委員に今年いっぱいで一旦保護を打ち切り、再度保護を与えるという方法を提案している。

地方当局はブリストルの食糧供給に必要という理由から、商人・船主は自分の商売に必要という理由から、河川ら、商人・船主は自分の商売に必要という理由から、河川ら、商人・船主は自分の商売に必要という理由から、河川

二一二. 水先案内人・船頭

ら商船が入っていくのを支援し、エイヴォン川へ入る際に住む水先案内人は肝要だった。船頭はセバーン川の浅瀬かるため、ブリストルの交易と経済においてピル(Pill)にブリストルの出入港に際して水先案内人を雇う必要があ

ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

軍に提供するという六月四日付の海軍省による提案に 長から、ピルに住む約二〇〇名の船頭のリストがドブソン 態について海軍委員に知らせた。それによると水先案内人 ため、バーカー海佐に調査を命じた。その結果、スキフ船 に定めたのは、この水先案内人と船頭だった。 存在でもあった。 募から逃がしていたため、 要であった。 曳航するといった水先案内人を補助するため、 海佐に送られてきた。一方で、船頭一〇人につき一人を海 えで、ドブソン海佐は水先案内とその補助として二〇〇人 で水夫を降ろすことで荒稼ぎしていると批判する。そのう 船頭がブリストルに入港する船の水夫にブリストルで激し は三八人で、船頭は一三四五人だった。ドブソン海佐は、 が二五隻で、四三人の水先案内人がいることが判明した。 一八一三年七月末に水先案内人を管理しているSMVの会 ればよいのではと海軍委員に提案した。船頭については、 水先案内人は三八人を、船頭は一〇人につき一人を保護す い強制徴募が行われていることを伝え、ブリストルの手前 一八一三年五月にはドブソン海佐が水先案内人と船頭の状 一八〇三年五月の段階で水先案内人の数について把握する (水先案内人三八人、船頭一六二人)もいれば十分なので、 一方、 海軍省が河川用運搬船水夫の次の標的 水先案内人と船 強制徴募隊からすると厄介な 頭は、・ 水夫を強 海軍省は、 同様

よって海軍省へ送られた。 市自治体が注意を払っていないことが明らかとなった。海市自治体が注意を払っている人数を得られるまで、強制徴募されうる有能で健康でいる人数を得られるまで、強制徴募されうる有能で健康がの会長から死亡した一三人の代わりに新たに一三人のMVの会長から死亡した一三人の代わりに新たに一三人のMVの会長から死亡した一三人の代わりに新たに一三人のがいるが注意を払っていないことが明らかとなった。海市自治体が注意を払っていないことが明らかとなった。海市自治体が注意を払っていないことが明らかとなった。海市自治体が注意を払っていないことが明らかとなった。海市自治体が注意を払っているいる。

のの、 Marlow) きた。一八一二年八月に、ジェイムズ・マーロウ(James 亡人の船頭である一七歳の息子は、 月一八日付の海軍委員宛の手紙では、六人の子供を持つ未 は残り三人しかいないため、彼を除隊してほしいと頼 ウ港から輸出入できないし、マーロウを除くと水先案内人 や強い潮流が多いため、 た。それによると、チェプストウからブリストルまでは岩 名の署名のある手紙が、 (Chepstow) 港の商人、船主、 載っていなかったため、 頭の除隊を求める手紙が、ブリストル内外から送られ このような割当制が行われた一方で、 しかし、 強制徴募された。ウェールズにあるチェプストウ がセバーン川の水先案内人のリストに 海軍省はこの請願を拒否した。一八一三年八 水先案内人がいないとチェプス 海佐を通して海軍委員に送られ 水先案内人であると主張 主要な住人らによる約四○ 母と弟を養う唯一 水先案内人と船 名 したも の稼 前 7

徴募海佐が現状を調査し、 船頭もSMVに保護され、

主体的に割当制を提案し、SMVが海軍省と交渉し

判事、 当のために強制徴募された船頭の除隊願いが本人からドブ 佐を通して海軍委員に除隊を請願した。 た船頭の除隊を船長から依頼された行政官が、ドブソン海 も件の少年は一度も海に航海したこともないし、「困って リチャード・デービス(Richard Hart Davis, 1766-1842) 署名があった。さらに、ブリストル選出の下院議員である ぎ手であるため除隊させてほしいと、 について非常な不満を抱いている」と述べている(8) た。一八一四年二月一八日付の通信文でドブソン海佐が、 拒否された。このように個人のための除隊願いが送られて を養うための唯一の稼ぎ手であることが理 除隊を命じた。同じく同年八月には、 は違法なため、 している。結局のところ、一八歳未満を強制徴募すること いる家族の第一の扶養者である」ことから除隊の口添えを きた一方、都市自治体も船頭の割当制に不満を抱いてい ソン海佐を介して海軍委員に届けられた。妻と四人の子供 都市自治体はピルの船頭に関する割当制と全てのやり方 商人・船主に保護されていた河川用運搬船水夫と同 教区司祭 海軍省はその旨を海佐に注意したうえで、 (vicar)、牧師補 (curate), 割当で強制徴募され サマセット州の治安 同年九月には、 一由であっ 教区委員の たが

しないように気を付けていたことがわかる。船水夫の場合と同じく、なるべくブリストルの交易を妨害海軍省が具体的な割当制の人数を決定したが、河川用運搬

二一三: 船大工

理することのできる船大工が必要だったため、 期の航海で戦闘や嵐などで艦が損傷した際に、その場で修 工らは誤りを認めて、 方に首謀者を見つけるよう依頼した。 たため誰が首謀者かわからず、 述べた。しかし、あまりにも素早く船大工の奪還が行われ らせたところ、彼らは首謀者を裁判にかける努力をすると (Lieutenant Bowles Mitchell) が市長と行政官にこれを知 辺に集まり、 救出するために、相当数の船大工が強制徴募隊本部の周 出活動が数回行われた。例えば、一七九九年一〇月四 制徴募の対象となりえた。ブリストルでは船大工による救 ために、船大工は重要な存在だった。海軍においても、 交易が盛んなブリストルにおいて、 所はあったため、 ブリストルには海軍工廠こそないものの、民間の造船 強制徴募された西インド商船に勤めていた船大工 件の船大工を連れ出した。ミッチェル海尉 船大工が住んでいた。 二度とこのような手段は取らな 行政官に頼んで船大工の親 親方によると、 商船の建造・ 海上交易や沿岸 船大工は強 修理の 船大 長 $\overline{\mathsf{H}}$ を

度を示すこともあった。

②。このように、市長と行政官が強制徴募隊に協力的な態
反省したため、海尉は法律に訴えないことにしたのであ

労を減らし、 船所が保護証の発行を求めた。それは「ドブソン海佐の苦 ソン海佐が民間の造船所を訪れた際に、 や強制徴募隊員を殴打した。強制徴募隊の側は一五人しか 隊本部を囲み、 助けると脅してきたと示した上で、海軍省に指示を求め らの保護証を所有していないことに気付いた。造船所で働 能だったのである。対立の一方で、一八一三年五月にドブ た。このように、数の上で強制徴募隊を圧倒することは可 ス海佐は強制徴募した船大工をあきらめざるをえなかっ いなかったため、多勢に無勢であると判断したフィリップ 還するために、五○○人から六○○人の船大工が強制徴募 たところ、行政官に支援を要請するように指示された。 カー海佐は、 大工が、民間造船所所属の船大工らに救出され いている人々のリストをドブソン海佐が作ったうえで、 一八一〇年一二月二七日にも、 一八〇四年八月には、 海軍省はこれに合意した。商人もまた、船大工に関し 我々にとっても便利」だろうとのことだっ 船大工らが仲間が強制徴募されたら彼らを 件の船大工の解放を要求したあとに、 強制徴募された西インド商船 強制徴募された船大工を奪 労働者が海軍省か バ 0 1

に思う」だろうと述べている。 (88) に思う」だろうと述べている。 に思う」だろうと述べている。 に思う」だろうと述べている。 に思う」だろうと述べている。 に思う」だろうと述べている。 に思う」だろうと述べている。

んで協力しようとはしなかったのである。の船に船大工を乗せられなくなるという経済的な理由で進行政官は海佐に協力する姿勢を示した一方で、商人は自ら船大工は仲間を救出するために集団で行動した。市長や

二―四. 教区の問題

増えた。いったん奨励金を使い切ると、多くの家族が教区既婚男性が陸軍・海軍に入隊することで、救貧税の負担がれたブリストル教貧社(Bristol Corporation of the Poor)が、救護院(hospital)と労役所(workhouse)を設立すが、救護院(hospital)と労役所(workhouse)を設立すが、救護院(hospital)と労役所(workhouse)を設立すれたブリストル救貧社(Bristol Corporation of the Poor)が、救護院(hospital)と労役所(workhouse)を設立すが、救護院(hospital)と労役所(workhouse)を設立されたブリストル教資社(Brital)の規定に基づき、教区がいわゆる「エリザベス救貧法」の規定に基づき、教区がいわゆる「エリザベス救貧法」の規定に基づき、教区がいわゆる「エリザベス救貧法」の規定に基づき、教区がいわゆる「エリザベス救貧法」の規定に基づき、教区が

に頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラに頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラに頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラに頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラに頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラに頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラに頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラに頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラに頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーラもあった。

安判事、 は、石工が両親の生活費を稼いでいることを理由に熱心に 貧民監督官からバーカー海佐に強制徴募された石工の除 いため、 人の子供がおり、 士がブリストルで強制徴募された。この航海士には妻と四 除隊させたがっていた。さらに、一八〇九年三月にウェー せているばかりでなく母も養っているため、 隊を求める請願が送られた。その石工は妹を学校へ通わ 位置するハンツピル 海佐を通じて海軍省へ送られ、 ルズ南西部のカーマーゼン(Carmarthen) 例えば、一八〇八年六月にブリジウォーターの北東に カーマーゼンの牧師(minister)、 商人、商船船長、 彼の労働以外で彼らを養うことができな (Huntspill) 商船船主からの請願がバ 商船の航海士は元 の教区司祭、 教区委員、治 0) 教区 商 教区委員、 々強制徴 一の役人 の航 カー

で、強制徴募された人々の除隊を求める手紙が徴募海佐をで、強制徴募された人々の除隊を求める手紙が徴募海佐をで、強制徴募されたいた。一八一一年八月には、ブリストル近郊のクリフトンの精願がフィリップス海佐に送られた。彼の仕事のおかげで教区の援助を受けずに家族が養われていたが、強制徴募されたせいで、現在は教区の支援を受けているため、除隊されたせいで、現在は教区の支援を受けているため、除隊されたせいで、現在は教区の支援を受けているため、除隊されたせいで、現在は教区の支援を受けているため、除隊されたせいで、現在は教区の支援を受けているため、除隊されたせいで、現在は教区の支援を受けているため、除隊されたせいで、強制徴募された家族を養うために必要だという理由の地域からも残された家族を養うために必要だという理由の地域からも残されていることもあり、この請願は認可され

> は、代替要員を用意するとまで述べた。 族にとっても良いことだと述べ除隊を求めた。教区の役人 (&)

人員を除いては除隊の求めに応じなかったのである。有力者が、海佐を通して海軍委員に水兵の除隊を求める請願を送った。理由としては、水兵が一家の稼ぎ手である願を送った。理由としては、水兵が一家の稼ぎ手である願を送った。理由としては、水兵が一家の稼ぎ手である願を送った。理由としては、水兵が一家の除隊を求める請願を送った。

二―五. 市長と強制徴募

通して海軍省に送られたのである。

b, うか。 省の命令で、海軍委員に知らせることなしにいかなる人物 隊して欲しいとの通知を送った。 三月には、市長がホーカー海佐に強制徴募された水夫を除 は市長とのつながりは重視していたのである。一七九 誘惑には屈していないと説明している。このように、 バーカー海佐が、市長以外から誘われる公的な夕食会を断 協力的な場合があった。一八〇四年一二月の通信文では、 も除隊させない」ようになっていると伝えられたため ブリストル市長はどのように強制徴募と関わったのだろ 西インド商人と会うのは辞退していると述べ、金品の 市長は強制徴募に協力する場合と、 しかし、 海佐から「海軍 強制徴募に非 八年

ため、 だった。しかし海軍省は、どれほど不適切な強制徴募が行 佐に将来の強制徴募認可証の更新のための信用を付与しな 強制徴募された航海士の除隊を求めて、市長が手紙を送っ いと市長に伝えるよう指示した。一八〇四年一二月には われたとしても、 や行政官の協力がなければ円滑な人員徴集は非常に困難な 長から海軍省へ (respectability) その航海士は元参事会員の孫であり、 もしこれ ,かに海 市長によるこの通知は、 海佐は自由に権力を行使できなくなるだろうと伝え 軍省による強制徴募とはいえ、自治体の市長 が内務規定となっているならば、 海佐を通じて以下の通知を送った。 海軍委員に状況を知らせなければならな から海軍委員に除隊するよう要請し 一種の脅しのようなも 彼の縁故の立派 ホ 1 それに カ

海 対する感謝が決議されたのである。強制徴募部を運営するうえで海佐が払っ 期の一八〇一年一二月には、 判にかける準備があると伝えていた。 を救出しようとした際には、 ランス人も海軍への入隊は許可できないと知らされた。 (®) 年五月には、 会員が全会一致で「この都市の公共と平穏に資するように あるホーカーへの感謝が決議された。 を入隊させるかどうかを尋ねる手紙を送った。ところが、 ホーカー海佐が海軍省に指示を仰いだ結果、 七九九年一〇月に船大工の集団が強制徴募された船大工 市長がホーカー海佐に王党派のフランス人 ブリストル駐在の徴募海佐で 市長と行政官は、 市長、 フランス革命戦争末 た細心の注意」に 参事会員、 首謀者を裁 かなるフ

|-六: 下院議員と強制徴募

願が届けられたため仲立ちした。 省に送られ リチャード・デービスからフィリップス海佐を通して海 員でブリストルの西インド商人かつSMVの会員でもある 歳の少年の除隊を求める手紙が、 に口添えした。 市長や教区の役人、商人だけでなく議員も人員 たアボッツ・ た。 これによるとデービスの家に、 一八一一年二月に、 IJ ĺ (Abbots Leigh) しかしこの件は許可され コルチェスター 強制徴募され の住人による請 少年が 選 の除隊 出 九

徴集するために何もしないと思うと述べた。 (&) 体と商人は、彼らが義務付けられたこと以ば 年八月の通信文でドブソン海佐は、ブ人の親方がいることを見つけたため、

ブリストルの都市自治、除隊した。一八一三

外に海軍へ

人員

少年を徒弟であるという理由で、除隊するよう書き送っ

海佐が調査したところ、ウルバーハンプトンにその三

た。一八一二年一月には、

市長がフィリップ海佐に三人の

海軍省は代替要員二名を集めれば除隊を許可するとし

再考されたものの、結果は不明である。 代ボーフォート公(Duke of Beaufort)が、近隣の立派な たくれると私も嬉しいと手紙を書いた。これでこの件は してくれると私も嬉しいと手紙を書いた。これでこの件は してくれると私も嬉しいと手紙を書いた。これでこの件は のであるため、除隊 をかった。ところが、グロスターシャー州統監である第六

送った。彼は片目がほぼ見えないため海軍の任務に不適切 志願した船大工の父親から息子は自分の過ちを後悔し、 ないとして除隊を許可しなかった。一八一五年三月には ほしいと書いた。 親からの手紙を同封し、彼は耳が聞こえないから除隊して には、ブリストル選出でホイッグのエドワード・プロ 替要員として用意すれば除隊するとした。一八一五年二月 して支えているため除隊を求めた。 に志願してしまい、母と弟の大家族の家計をタバコ商 であると口添えした。母親からの手紙では、息子は衝動的 区の有権者からの手紙を、バーカー海佐を通して海軍省に 1754-1831)は、志願した陸者の除隊を求める自分の選挙 選出でトーリのブラッジ・バサースト(Bragge Bathurst (Edward Protheroe, 1774-1856)から、志願した息子の父 強制徴募された人員だけでなく志願した人物の除隊に 議員は橋渡しを試みた。一八〇五年一月にブリストル しかし、海軍省は耳が聞こえない事実は 海軍省は陸者二人を代 1ザロ

もってしても海軍省が除隊を許可するとは限らなかった。は許可できないと判断した。このように、たびたび下院議は許可できないと判断した。このように、たびたび下院議は許可できないと判断した。このように、たびたび下院議に許強制徴募か志願かにかかわらず、請願を通したため除隊を願っていることが手紙に書かれた。また、プロザロは

おわりに

満が、 チェスタの住民が強制徴募されてきたこともあり、 観を防衛しているという信念を持ち、その他の労働者や地 義勇軍に協力し、 ていた。一方、チェスタにおいては、 元紙の編集者といった水夫の周りの民衆が、 を養えるだけの給料は支給されるべきだという伝統的 ても互酬関係はみられた。タインサイドでは、水夫が家族 文化を検討した。タインサイドにおいてもチェスタに 擾については、モラル・エコノミー論を用いて民衆の政治 る強制徴募をめぐる政治文化を分析してきた。 のである。民衆による行動は、 本稿では、フランス革命戦争・ナポレオン戦争期にお 義勇兵の徴募で一気に噴出し、 地方当局も義勇軍への処罰を曖昧にした 暴力的ではあったものの、 暴動につながった。 強制徴募隊への不 騒擾を支持し 強制徴募 価 値

には軍事力に頼ろうとしたのである。
中イド地方当局は奨励金の増額という対策を取ったが、根規律ある騒擾であり、一時的な目的は達成された。タイン

トルにおいては、徴募海佐を仲介役として、多様な主体が 省と交渉した。一方、船大工は集団的な行動を取り、 治文化を考察したところ、 のである。 にとっても密接に関わる問題だったことが明らかになった 制徴募された人数が下方修正されるとしても、 流層の政治文化を検討した結果、ダンシーの指摘通りに 複雑に相互作用を及ぼしていた。民衆と都市エリート に請願を送り、水兵の除隊を求めた。このように、 者から依頼されたという理由で、徴募海佐を通して海軍省 強制徴募に抵抗しようとした。また、教区の役人や聖職 あるという理由で、保護しようと、徴募海佐を通して海軍 ような中流層が、ブリストルの交易や自らの利益に必要で 海港都市ブリストルにおける都市エリートや中流層の政 水夫だけではなく、教区、地方当局、利害団体、 市長、下院議員は、教区の負担が増える、知人や有権 船頭については、地方当局、利害団体、商人・船主の 河川用運搬船水夫、水先案内 強制徴募 ブリス 自ら 商人

今後の課題を述べて、本稿を終えたい。本稿では、フラ

検討したい。 とどまった。 しかし、イング とどまった。 しかし、イング とどまった。 しかし、イング

註

1

強制徴募の詳細な制度、

合法性、

方法等については、

- (四) 例次说'Michael Arthur Lewis, A Social History of the Navy 1793-1815 (London, 1960), Christopher Lloyd, The British Seamen 1200-1860: A Social Survey (Cranbury,

- (♥) N. A. M. Rodger, The Wooden World: an Anatomy of the Georgian Navy (London, 1986).
- (15) Daniel James Ennis, Enter the Press-Gang: Navai Impressment in Eighteenth-Century British Literature (Newark, 2002), Nicholas Rogers, The Press Gang: Navai Impressment and its Opponents in Georgian Britain (London, 2007), Denver Alexander Brunsman, The Evil Necessity: British Naval Impressment in the Eighteenth-Century Atlantic World (Charlottesville, VA. 2013).
- (G) J. Ross Dancy, The Myth of the Press Gang: Volunteers, Impressment and the Naval Manpower Problem in the Late Eighteenth Century (Woodbridge, 2015).
- (7)近藤和彦「政治文化の社会史にむけて:『パリのフランス年命』・イン・コンテクスト」『思想』七七六号(一九八九年)、七三~八八頁、近藤和彦「総論:政治文化 何がどって」(青木書店、二〇〇三年)、二四〇~二五六頁、リン・ニ』(青木書店、二〇〇三年)、二四〇~二五六頁、リン・二』(青木書店、二〇〇三年)、二四〇十二五六月、リン・一九八九年)。
- (∞) H. T. Dickinson, The Politics of the People in Eighteenth-Century Britain (New York, 1995).
- (๑) Dickinson, p. 125.
- ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

- 七五頁。 ングランド労働者階級の形成』(青弓社、二〇〇三年)、(10) エドワード・P・トムスン、市橋秀夫、芳賀健一訳『イ
- (11) ジョージ=リューデ、古賀秀男、志垣嘉夫、西嶋幸右訳文化社、一九八二年)、七四頁。E. P. Thompson, 'The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century', Past & Present 50 (1971), pp. 78-79. 近藤(一九八九年)、七六~八一頁。
- (21) Norman McCord & David E. Brewster, 'Some Labour Troubles of the 1790's in North East England', International Review of Social History 13: 3 (1968), pp. 366-383.
- (A) J. Stevenson, 'The London "Crimp" Riots of 1794'. International Review of Social History 16: 1 (1971), pp. 40-58.
- (二〇一一年)、三二~五九頁。
 て大西洋の労働者階級」『現代思想』第三九巻、第一〇号訳「多頭のヒドラ:一八世紀における水夫、奴隷、そし訳「多頭のヒドラ:一八世紀における水夫、奴隷、そし
- (5) Rogers, (2007), pp. 37-58
- (Ξ) D. J. Rowe, "The Keelmen of Tyneside", *History Today* 19:

- 4 (1969), pp. 248-254
- (\(\Sigma\)) Gordon Jackson, Ports 1700-1840 in Peter Clark (ed.) The Cambridge Urban History of Britain, vol. 2. (Cambridge, 2000), pp. 705-731.
- (2) Norman McCord, 'The Impress Service in North-East England during the Napoleonic War' in Tony Barrow (ed.) The Pressgangs and Privateers (Tyne and Wear, 1993), p. 23.
- (19) C. M. Fraser & K. Emsley, Tynside (London, 1973). 特に第四章を参照。
- (%) McCord & Brewster, p. 366
- (31) Rowe. p. 251. キールメンのストライキは一七〇八、一七三八、一七四〇、一七四九、一七五〇、一七(二年)の、一七一九、一七三八、一七四〇、一七四九、一七五〇八、一七一(21) Rowe. p. 251. キールメンのストライキは一七〇八、一七一
- れた。 (22) McCord & Brewster, pp. 367-377. ロンドンまで一航海あ
- (3) Karel Davids, Seamen's Organizations and Social Protest in Europe, c. 1300-1825' in Catharina Lis, Jan Lucassen and Hugo Soly (eds.) Before the Unions: Wage Earners and Collective Action in Europe, 1300-1850 (Cambridge

- 1994), pp. 145-169.
- (24) 海軍の給料は、一六五三年から水兵反乱のあった一七九七年まで変わらなかった。一等水兵が太陰月一か月あたり二四シリング、二等水兵が同一九シリング、陸者が同一八シリングだったが、グリニッジ王立海軍病院への積立金等が控除されるため、実質的な受給額はそれぞれ二二シリング六ペンス、一一ポンド七シリング六ペンス、一六シリング六ペンス、一つポンドーーシンス、一一ポンド七シリング六ペンス、一つポンドーーシンス、一一ポンド七シリング六ペンス、ーラボンドーニシリング六ペンスだった。(Rodger, p. 125.) 一方、キールメンは一年間に少なくとも四〇ポンドは稼いでいるとの報告がある。(McCord & Brewster, p. 376.)
- (25) 海軍への入隊を促すための奨励金で、志願した場合に受給できる。一等水兵は五ポンド、二等水兵は二ポンド一〇シリング、陸者は一ポンド一〇シリングだった。(Dancy. p. 57.)
- (2) The Morning Post, 7 February 1793.

Britain, 7 February 1793

- (%) TNA, HO 42/24/152
- 限、船体を安定させるための「重し」となるバラスト(底(29) トリニティ・ハウスは、水先案内人の訓練・任命する権

- ており、港や海運業と密接にかかわる組織だった。(林田 荷)を扱う特権、航路標識を設置・管理する特権を有し ---「繁栄」の光と影---」金澤編、一〇九頁
- (S) TNA, HO 42/24/147

一〇二~一二四頁)

- (3) TNA, HO42/23/348

(3) TNA, HO 42/24/222

- (3) *The Times*, 27 February 1793
- (3) TNA, HO 42/24/232
- (35) TNA, HO 42/24/250

(%) TNA, HO 42/24/251

- (云) Journals of the House of Commons, vol. 48, p. 278
- (%) TNA, HO 42/23/351
- (ℜ) *The Sun*, 27 March 1793.
- (\(\perp\)) TNA, HO 42/25/87
- (41)水兵反乱については、Ann Veronica Coats & Philip Perseverance (Woodbridge, 2011). MacDougall (eds.) The Naval Mutinies of 1797: Unity and
- (4) C. P. Lewis & A. T. Thacker (eds.) A History of the County of Chester, Vol. 5 (London, 2003)
- (43) TNA, HO 42/74, ff. 176-177
- (4) 義勇軍は、フランス革命戦争の開戦初期に、フランスに

- た。(Emsley, p. 39, p.99.) た組織であり、ナポレオン戦争の開戦直前に再び組織され よる侵攻に備えるために、ブリテンの海岸沿いに設立され
- (45) TNA, HO 42/69/88, TNA, HO 42/74, ff. 176-177 & ff. 230. 232., *The Morning Post*, 16 January 1804.
- (4) Cobbett's Weekly Political Register, 14 January 1804. 月にノースシールズで似たような事件があった。サセック 新聞記事を検索する限り発生していないが、一八〇六年四 General Advertiser, for Lancashire, Westmorland, &c., 5 れたものの、無罪であった。(The Lancaster Gazette and ス連隊が、強制徴募された兵士を救出し、裁判にかけら April 1806.) コベットが心配するような義勇軍による強制徴募暴動は、
- (4) W. E. Minchinton, 'Bristol-Metropolis of the West in the Eighteenth Century', in Peter Clark (ed.) The Early Modern Town (New York, 1976), pp. 297-313
- (\display) W. E. Minchinton, The Port of Bristol in the Eighteenth Century (Bristol, 1962), pp. 136-138
- (全) Patrick McGrath, The Merchant Venturers of Bristol (Bristol, 1975), pp. 102-122, 170-179
- (云) Rodger (2007), pp. 166-167
- (运) David Syrett & R.L. DiNardo (eds.), The Commissioned

- と、徴募海佐に任命されるまで、それぞれ三四年、二一 1994). 海尉に昇進した年齢を最年少の一九歳だと仮定する Sea Officers of the Royal Navy, 1660-1815 (Aldershot
- 年、二五年、三一年が経過している。
- (S) Nicholas Rogers (ed.) Manning the Royal Navy in Bristol. 2013). Liberty, Impressment and the State, 1739-1815 (Bristol
- (5)365, 435 in Rogers (2013). 引用した史料については、 リストルにおける海軍への人員徴集』内で付されている通 し番号を記載する。
- (云) 450, 452 in Rogers (2013).
- (5) 568, 587 in Rogers (2013)
- (5) Rogers (2007), p. 76
- (\(\mathbb{E}\)) 546, 576, 578, 579, 596 in Rogers (2013)

(5) 379, 566, 575, 631 in Rogers (2013)

- (\(\mathcal{B}\)) 341 in Rogers (2013)
- (8) 402, 515, 564, 573 in Rogers (2013)
-)救貧法については、Anthony Brundage, The English Poor Laws, 1700-1930 (Houndmills, 2002) を参照
- (6) ブリストル救貧社については、E. E. Butcher, *Bristol* 史、「名誉革命体制下の地方都市エリート: ブリストルに Corporation of the Poor, 1696-1898 (Bristol, 1972)と坂下

- おけるモラル・リフォーム運動から」『史學雜誌』第一〇六 編、第一二号 (一九九七年)、二〇六七~二一〇〇頁。
- (3) Emsley, pp. 39-40.

(6)残された家族は、救貧に頼るか、それができないなら

- 場合、物乞いをすることもあった。水夫の妻と貧困につ チャリティにすがるしかなかった。残された妻は最悪の こりせ、Margarette Lincoln, Naval Wives & Mistresses (Stroud, 2011), pp. 135-137

(5) 489, 497, 525 in Rogers (2013).

- (%) 323, 491 in Rogers (2013)
- (5) 329, 419, 532, 576 in Rogers (2013)
- (8) 332 in Rogers (2013). ただし、フランス人に対するブリテ 海戦において、ネルソン提督坐乗の旗艦ヴィクトリー号に フランス人が水兵として乗艦していた。(Lewis, p. 129.) ン海軍の対応は一貫しておらず、例えばトラファルガーの
- (3) 341, 373 in Rogers (2013)

(%) 517 in Rogers (2013).

(元) 425, 619, 622 in Rogers (2013).